

# 平成25年度智頭町職員（管理栄養士）採用資格試験公告

智頭町職員（管理栄養士）の採用資格試験を次のとおり行います。

平成25年 9月10日

智頭町長 寺谷 誠一郎

## 記

- 職 種** 管理栄養士 **採用予定人数** 1名
- 受 験 資 格**
  - 八頭郡内並びに鳥取市内在住（出身を含む）で、昭和58年4月2日以降に生まれた人で、管理栄養士の資格を有する人
  - 試験を受けられない人  
地方公務員法第16条に該当する人（以下のいずれかに該当する人）
    - 成年被後見人、被保佐人（準禁治産者を含む）
    - 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
    - 智頭町の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過していない人
    - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
  - 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は平成26年3月31日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。日本国籍を有しない職員は、公権力の行使に該当する業務、公の意思形成への参画に携わる職には就くことができません。
- 第 一 次 試 験**
  - 日時及び場所  
平成25年10月20日（日）智頭町において行います。時刻及び試験会場は受験票交付の際にお知らせします。
  - 方 法
    - (ア) 教 養 試 験 公務員として必要な一般知能及び教養について択一式により高等学校卒業程度の筆記試験
    - (イ) 事 務 適 性 検 査 職員として事務の適応性（正確さ、迅速さ等）についての検査
    - (ウ) 性 格 診 断 検 査 職員として職場における適応性についての検査
    - (エ) 作 文 試 験 課題に対する理解力、文章による表現力などについての筆記試験
  - 第一次試験合格者の発表  
平成25年11月上旬、合格者に通知します。
- 第 二 次 試 験**

第二次試験は、第一次試験の合格者についてのみ行います。

  - 日時及び場所  
平成25年11月中旬～11月下旬に行いますが、日時及び場所は第一次試験合格者通知の際にお知らせします。
  - 方 法  
口 述 試 験 主として人物について個別面接による試験
- 合 格 者 の 発 表**

平成25年12月上旬、合格者に通知します。
- 合 格 から 採 用 ま で**
  - 合格者は、採用候補者名簿に登載され、そのうちから採用者が決定されます。従って合格者が必ず採用されるとは限りません。
  - 採用候補者名簿の有効期間は、原則として平成26年4月1日から1年間です。
- 受 験 手 続 き 及 び 受 付 期 間**
  - 申込用紙は、平成25年9月13日（金）から智頭町役場総務課で受領してください。
  - 提出書類は、受験申込書に所要事項を記入し、平成25年9月26日（木）午後5時までに智頭町役場総務課に提出してください。  
なお、同日までに到着するよう郵送されても差し支えありません。  
智頭町役場総務課 〒689-1402 八頭郡智頭町大字智頭2072番地1 （電話 0858-75-4111）
- そ の 他**

詳細については、智頭町役場総務課に照会してください。なお、応募書類は返却しません。